

海軍公報 第三千二百九十七號

昭和十三年三月二十八日(月)
海軍大臣官房

○辭令

海軍機關大佐 佐々木 親

海軍艦政本部ニ於ケル造機業務ヲ囑託ス

海軍造船大佐 山本 淺太郎

海軍艦政本部ニ於ケル造船業務ヲ囑託ス

海軍特務大尉 西澤 奎一

海軍兵學校ニ於ケル弓道教授ヲ囑託シ報酬年額參百五拾圓ヲ給ス

浦上 榮

海軍兵學校ニ於ケル弓道教授ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

若菜 章

海軍燃料廠研究部ニ於ケル業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千百參拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

田淵 謹一

海軍燃料廠探炭部醫療業務ヲ囑託ス
但シ報酬年額千六百八拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上三ノハハ海軍省)

○雜款

○伊國巡洋艦「モンテクマ」(Z-1)來航豫定

地名	着	發
長崎	四月二日	四月五日
別府	四月七日	四月九日
神戶	四月十日	四月十七日
横濱	四月十八日	四月二十九日

海軍公報 第三千二百九十八號

海軍大臣官房

昭和十三年三月二十九日(火)

○通牒

官房第一五一七號

昭和十三年三月二十九日

海軍省副官

各廳長殿

戰歿者遺骨ノ鐵道輸送取扱ニ關スル件通牒

戰歿者ノ遺骨輸送用客車ノ取扱ハ左記ニ依ルコトニ海陸軍、鐵道省間ニ於テ協定致候條御了知相成度

記

戰歿者遺骨輸送ニ使用スル客車ノ設備及標識ノ掲出ニ關スル件

標識

一 遺骨用標識

- (一) 遺骨輸送用客車ニハ遺骨用標識ヲ客車ノ兩側兩端窓ガラスニ内部ヨリ貼付ス

混乗ノ場合ハ必要ニ應ジ適宜之ヲ使用ス

- (二) 本標識ハ軍ノ要求ニ依リ發驛ニ於テ貼付スルモノニシテ陸軍ニ於テハ鐵道線區支部、海軍ニ於テハ鎮守府又ハ要港部ニ於テ必要ノ都度發驛ニ配布ス

- (三) 本標識ノ剝脱ハ專用客車ニ在リテハ著驛ニ於テ之ヲ行ヒ、混乗ノ場合ハ遺骨下車ノ際宰領者ニ於テ之ヲ爲ス

- (四) 本標識ハ軍ニ於テ調製ス共ノ様式ハ別紙略圖ノ如シ

二 遺骨用標識板

- (一) 遺骨輸送用專用客車ニハ遺骨用標識板ヲ車體兩側行先札掛金具ニ懸吊ス
- (二) 著驛ニ於テハ到着後直チニ常備驛ニ返送スルモノトス
- (三) 本標識板ハ鐵道ニ於テ調製ス共ノ様式ハ左記略圖ノ如シ

海軍公報 第三千二百九十八號 昭和十三年三月二十九日

一三七

英 形式ハ客車行先札ト同様トス
 白地ニ黒文字
 裏面ニ常備驛名ヲ記載ス

客車設備

一 遺骨輸送専用車

(一) 遺骨輸送用トシテ左記客車ニ遺骨安置棚及仕切カーテンヲ設備ス

所屬 記號 番 號 輛數 配置驛

大 ナハ 一三三二一 一 宮原

(二) 遺骨輸送専用車ハ等級帶色ヲ車體ト同色トシ腰掛脊摺上ニ兩端八人分宛ノ座席ヲ殘シ遺骨安置棚ヲ裝置ス

遺骨安置棚ハ白布ヲ覆ヒタルモノニシテ輸送スベキ遺骨ノ柱數ニ應ジ棚ノ全部、二分ノ一又ハ三分ノ一ヲ使用スルコトヲ得、二分ノ一又ハ三分ノ一ヲ使用スル場合ハ仕切カーテンヲ裝置スルモノトス

二 遺骨安置棚

(一) 遺骨輸送専用車ノ不足ヲ補フ爲遺骨安置棚ヲ宮原檢車區ニ常備ス、他ノ檢車區ニ於テ之ヲ必要トスル場合ハ大阪鐵道局運轉部ト打合セ廻送スルモノトス

(二) 遺骨安置棚ノ構造ハ前項(二)ノ通りトシ便宜檢車區ニ於テ取付ヲ爲スモノトス、但シ仕切カーテンヲ使用セズ

(三) 遺骨安置棚ハ使用終了後便宜檢車區ニ於テ取外シ常備檢車區ニ返送スルモノトス

三 二等車ヲ遺骨輸送ニ使用スル場合
 二等車ヲ遺骨輸送ニ使用スル場合ノ遺骨安置棚ハ軍作成ノモノ又ハ前項常備ノモノヲ使用ス

四 車内用幕
 (一) 軍ニ於テ車内用幕ヲ調製シ車内ニ張ル

(二) 本幕ハ遺骨輸送ニ専用スル車室ニノミ之ヲ使用ス
 (三) 本幕ノ形式ハ左記ノ如キモノニシテ網棚下ノ掛金具ニ懸吊ス
 但シ海軍ニ於テハ適宜トス

記

全車ノ場合一輛分 四枚(片側二枚)

長 サ 六米

幅 一尺(上部白六寸下部黒四寸)

(四) 陸軍用幕ニハ常備驛名ヲ記入シ著驛ニ於テハ到著後直チニ常備驛ニ返送スルモノトス

海軍ニ於テハ軍ニ於テ之ヲ取扱フ

(五) 陸軍用幕ヲ常備驛以外ノ驛ニ於テ之ヲ必要トスル場合ハ鐵道局運輸部ニ於テ最寄常備驛ヨリ之ヲ廻送スル手配ヲ爲スモノトス

五 標示板及幕ノ常備驛名及常備數

標 示 板 車内用幕(陸軍用)

上野 七(輛分) 上野 五(輛分)

横須賀 二(同) 名古屋 二(同)

名古屋 二(同) 神戸 一五(同)

神戸 一七(同) 廣島 二(同)

吳 二(同) 下關 八(同)

廣島 二(同) 高松 三(同)

下關 一〇(同) 門司 五(同)

高松 三(同) 計 四〇(同)

門司 五(同)

佐世保 四(同)

長崎 四(同)

計 五八(同)

(別紙略圖一葉添)

〇 辭 令

故海軍中佐宮崎元八寡婦

金壹千四百圓 但死亡者一時賜金 但死後者保護賜金 宮崎 フサロ

故海軍一等航空兵曹猪原實寡婦

金壹千六百圓 但死亡者一時賜金 但死後者保護賜金 猪原 ミサヲ

故海軍一等航空兵曹今井勇弟

金壹千四百圓 但死亡者一時賜金 但死後者保護賜金 今井 毅

故海軍二等航空兵曹竹島末松父

金壹千四百圓 但死亡者一時賜金 但死後者保護賜金 竹島 藤松

故海軍三等航空兵曹賀末尚德母

金壹千四百圓 但死亡者一時賜金 但死後者保護賜金 賀末 カズ

故海軍三等航空兵曹大關幸平父

金壹千四百圓 但死亡者一時賜金 但死後者保護賜金 大關 喜平次

故海軍三等航空兵曹永倉英雄父

金壹千四百圓 但死亡者一時賜金 但死後者保護賜金 永倉 富士吉

(通各)

故海軍三等航空兵曹田中勇一父

一金壹千貳百圓 但死亡者一時賜金 田中 耕一

故海軍三等航空兵曹乙成高一父

一金壹千貳百圓 但死亡者一時賜金 乙成 石藏

右大正二年勅令第九號及大正八年勅令第三百七十一號ニ依リ之ヲ給與ス(以上^{三十九}海軍省)

(別紙一葉添)

1071



(II) 海軍

長サ 三八五
幅 二七〇
白紙ニ黒刷



(I) 陸軍

長サ 三八五
幅 二七〇
白紙ニ黒刷

(昭和十三年三月二十九日公報別紙)

海軍公報

第三千二百九十九號

海軍大臣官房

昭和十三年三月三十日(水)

○ 辭令

(各通) 海軍省囑託 見須 慎一
同 内野 一三

職務勳勵ニ付特ニ金貳千圓ヲ贈與ス(海軍省)

海軍艦政本部第二部ニ於ケル業務囑託 俣野 信一

海軍艦政本部第六部ニ於ケル業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇ト
ス(三十五圓同) 海軍書記 鈴木 仁平

依願免本官

東北帝國大學教授 青山 新一

海軍艦政本部ニ於ケル事務ヲ囑託シ報酬年額五百圓
ヲ贈與ス(以上三圓同)

○ 雜款

○採用考試問題發送

第三十八期高等科學生採用考試問題(考試期日二月十
五日本欄參照)三月二十六日發送濟
(海軍砲術學校)

○正誤

三月二十八日本欄伊國巡洋艦來航豫定中艦名「モンテ
クソッリ」ハ「モンテクソッリ」ノ誤

海軍公報 第三千三百號

昭和十三年三月三十一日(木)
海軍大臣官房

○令達

官房第一五七三號

來四月三日神武天皇祭ニ付在京諸官ハ當日左ノ通心得

昭和十三年三月三十一日

海軍大臣

一、午前九時三十分賢所參集所ニ參集スベキ者

親任官同待遇、勅任官同待遇

一、正午ヨリ午後一時迄ニ參拜スベキ者

奏任官同待遇並ニ判任官以下ニシテ位勳ヲ有スル者

一、午後一時ヨリ同二時迄ニ參拜スベキ者

位勳ヲ有セザル判任官同待遇

服裝 正裝、大禮服

○通牒

官房第一五七四號

昭和十三年三月三十一日

海軍省副官

在京親任官(殿
在京各廳長)殿

觀櫻會ニ關スル件申進

首題ノ件ニ關シ式部長官ヨリ別紙ノ通牒有之候條御
了知相成度

(別紙)

式部送第四〇七號

昭和十三年三月二十八日

式部長官子爵 松平慶民

海軍大臣 米内光政殿

本年觀櫻會ハ御催不被爲在候條及御通知候

○辭令

海軍屬 土森平太郎

海軍公報 第三千三百號 昭和十三年三月三十一日

一四三

(各通)	給二級俸	(各通)	給一級俸	(各通)
同	海軍屬	同	海軍書記	同
同	野澤賢治	海軍技手	梅村富太郎	海軍書記
同	高鳥徳治	同	原崎 昊	同
同	石村始吉	同	川添秀夫	同
同	丸岡克己	同	秋元藤一	同
同	海軍書記	同	海軍技手	同
同	程田森藏	同	平田柳市	同
同	小幡政義	同	小泉久次郎	同
同	奥川温郎	同	青柳近顯	同
同	大日向英次郎	同	小野房次郎	同
同	村田雄次郎	同	塚田福太郎	同
				上西 玄作
(各通)	給四級俸	(各通)	給三級俸	
同	海軍屬	同	海軍書記	海軍編修書記
同	宇野理	同	岡本盛吉	同
同	山田勇吉	同	大西嘉傳	海軍技手
同	山本岩雄	同	岡本盛吉	同
同	關根政吾	同	安田一義	同
同	關根政吾	同	宮内 貢	同
同	舟木善郎	同	海軍技手	同
同	永緑安満	同	海軍書記	同
同	名雪信平	同	大西嘉傳	同
同	中村三男	同	岡本盛吉	同
同	平澤七之助	同	大西嘉傳	同
同	吉光佐太郎	同	岡本盛吉	同
同	山下常八	同	大西嘉傳	同
				鈴木義男
				中村 博
				横井誠道
				金矢勉二

(各通)

同	有吉 隆信
同	小澤 孝一
海軍技手	高橋 繁
同	瀨川 悦治
同	長山 博
同	高野 俊夫
同	不動 房吉
同	中島 豊
同	小堤 恒雄
同	神田 文四郎
同	副島 熊雄
海軍屬	楠 和夫
海軍書記	藤永 正親
海軍技手	島田 末吉
同	小野田 實
海軍書記	中島 弘
海軍技手	正木 楨太
海軍屬	足立 孝

給月俸七拾圓

(各通)

給七級俸

(各通)

給月俸六拾圓

給八級俸

給九級俸

月俸參拾四圓ヲ給ス

海軍航空廠兵器部ニ於ケル業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千五百六拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

海軍航空廠ニ於ケル業務囑託ヲ解ク

海軍省事務囑託ヲ解ク

海軍兵學校ニ於ケル教授囑託ヲ解ク

海軍大學校ニ於ケル佛語學教授囑託ヲ解ク

吳海軍工廠ニ於ケル事變關係造機業務囑託ヲ解ク

海軍航空廠所掌工員教育業務囑託ヲ解ク(以上三十一)

海軍書記 中嶋 多賀藏

海軍警査 沓 澤 博

正六位 岸 廣

海軍少將 甘利 恒雄

海軍主計大尉 天ヶ瀬 行雄

廣島文理科大學教授 西 晋一郎

東京外國語學校教授 増田 俊雄

門 繁 雄

笠原 安夫

海軍公報 第三千三百號 昭和十三年三月三十一日

海軍省

○ 雜 款

○學生入校期日
本校選科學生ハ四月八日入校式施行ニ付其ノ前日迄ニ入校セシメラレ度

(海軍大學校)

本校高等科學生ハ四月七日始業式ニ付其ノ前日迄ニ入校セシメラレ度

(海軍砲術學校)

本校第四期高等科學生ハ四月五日始業式ニ付其ノ前日迄ニ入校セシメラレ度

(海軍工機學校)

○考試問題發送
第三十八期高等科學生採用考試問題(考試施行期日二月十五日日本欄參照)三月二十八日發送済

(海軍通信學校)

第六期航海學生、運用學生採用考試問題(考試施行期日昭和十三年五月二十三、二十四日)三月二十九日發送済、未着ニシテ必要ノ向ハ通知相成度

(海軍航海學校)

豫備役海軍大尉正七位江木伯二昨三十日死去、本三十一日午後二時廣島縣深安郡御野村字平野一、二一〇自宅ニ於テ葬儀執行

(號外五頁添)

海軍公報 號外

昭和十三年三月三十一日(木)
海軍大臣官房

○表彰

○昭和十二年度ニ於ケル海軍軍事功勞者ノ表彰左ノ如シ

銀杯一組	後備役海軍大佐正五位勳三等	北村榮虎
同	同	熊谷秀夫
同	大阪府書記官正五位勳五等	鈴木省吾
同	地方事務官正六位勳六等	草場七郎次
同	後備役海軍大佐正五位勳三等	村松定矩
同	臺灣總督府地方理事官正六位勳五等	松尾繁治
同	後備役海軍機關大佐正五位勳三等	三木貞治郎
銀杯一個	退役海軍少佐正六位勳四等功五級	藤木利三郎
同	後備役陸軍砲兵中尉從七位	三宅清兵衛
同	退役陸軍歩兵中尉從七位	反町榮一

木杯一個	高知縣香美郡檜山村助役	岡宗重	榮
同	山口縣豐浦郡吉見村助役	中村二平	
同	千葉縣安房郡丸村書記	鈴木嘉市	
同	栃木縣上都賀郡加蘇村書記勳八等	飯塚元三郎	
同	島根縣簸川郡平田町書記	河原柳藏	
同	青森縣三戸郡中澤村助役	中村雄一	
同	新潟縣北魚沼郡小出町助役	佐藤國藏	
同	山梨縣中巨摩郡小笠原町書記	河西辨市	
同	高崎市書記勳八等	山崎好太郎	
同	埼玉縣入間郡飯能町書記	細田金七	

多年兵事ニ盡瘁シ海軍軍事ニ貢獻スルコト不尠其ノ功績寔ニ大ナリ仍テ(各頭書ノ通)竝ニ軍事功勞章ヲ授與シ茲ニ之ヲ表彰ス

銀杯一組 退役海軍軍樂特務少尉從六位勳五等 瀬戸口藤吉

多年軍事普及ニ盡瘁シ帝國海軍ニ貢獻スル處寔ニ大ナリ仍テ銀杯一組竝ニ軍事功勞章ヲ授與シ茲ニ之ヲ表彰ス

1033

感謝状 愛知縣

多年軍事ヲ幫助シ帝國海軍ニ貢獻スル處寔ニ大ナリ仍テ茲ニ感謝ノ意ヲ表ス(以上三月三十一日海軍大臣)

青木 鎌太郎

海軍公報 號外

五